３生排第246号

令和３年（2021年）10月５日

公益社団法人長野県浄化槽協会　事務局長　様

長野県土地改良事業団体連合会　本部事務局長　様

長野県環境部生活排水課長

浄化槽法施行規則第６条第３項に基づく遠隔監視機能を有する

浄化槽の保守点検の回数を定める件について（通知）

　標記について、令和３年９月30日付け環循適発第2109284号にて、「浄化槽法施行規則第６条第３項に基づく遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（環境省告示第59号）」を公布、同日施行した旨、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長から、別添資料のとおり通知がありました。

内容をご確認いただくとともに、該当の業務の実施にあたっては、法の厳正かつ実効性のある施行がなされるよう徹底をお願いいたします。

記

公告の概要

　流量調整槽が前置された大型浄化槽について、遠隔監視機能を用いることを条件として、「膜分離活性汚泥方式」及び「回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式」の処理方式における保守点検の回数の緩和が運用上認められたことから、環境省令によりその回数が定められました。

・膜分離活性汚泥方式　　２週に１度

・回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式　　１月に１度

※参考：遠隔監視機能の条件を満たさない場合

　　　膜分離活性汚泥方式　　１週に１度

　　　回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式　１～２週に１度

生活排水課　生活排水係

（課長）中島　俊一

（農集担当）奥田　卓　（浄化槽担当）宮坂　陽子

TEL : 026-235-7299　　FAX : 026-235-7399

Mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp